

令和元年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年 9月12日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和元年 9月12日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 14番 遠藤 義光 議員 15番 池田 信博 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 中 村 恵 美 子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 65 号 令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)
- 議 第 66 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 67 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第1号)
- 議 第 68 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第2号)
- 議 第 69 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第1号)
- 議 第 70 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 71 号 令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 72 号 令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 73 号 令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 議 第 74 号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 75 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 76 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議 第 77 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例
- 議 第 78 号 隠岐の島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 議 第 79 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議 第 80 号 建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化セ
ンター)の建設工事委託に関する基本協定〕
- 議 第 81 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕
- 議 第 82 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工
事〕
- 議 第 83 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕
- 議 第 84 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕

- 議 第 85 号 物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎集密書架〕
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 30 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 30 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 30 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 30 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 30 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 30 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 30 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 30 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和元年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9 時 3 0 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により14番:遠藤 義光 議員、
15番:池田 信博 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの16日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの16日間に決定しました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和元年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

はじめに、本町への行政視察につきましては、秋田県由利本荘市議会、岐阜県富加町議会、及び奈良県十津川村議会が来町されました。

視察内容は、UI ターン促進事業、高校魅力化対策事業、町民スポーツ振興並びに子ども議会の取り組み等で行いました。町長をはじめ、担当課のご協力により無事対応をすることができました。今後ともよろしく願いいたします。

次に、本町議会の行政視察につきましては、8月5日から7日にかけて総務教育民生常任委員会委員6名と福祉課長補佐、及び事務局の計8名で大阪府島本町を視察いたしました。

高齢者の生活を支える各種サービスを提供する「地域包括支援センター」の事業に先進的に取り組む島本町は「いきいき百歳体操」、「かみかみ百歳体操」の普及・啓発について、地域に出向いて積極的に取り組み、高齢者が要介護状態にならないよう、或いは要介護状態が更に進行しないよう介護予防としての取り組みを強化しているということでありました。

また、8月19日から21日にかけて産業建設常任委員会委員6名と建設課企画幹、事務局、そして私も同行し計9名で滋賀県高島市を視察いたしました。

本町においても懸案となっている旧校舎の活用について、市の負担が生じない方法で、さらに従業員も地元から採用するなど地域への貢献度も高い取り組みとなっております。事業内容は、企業による菌床栽培ですが、無償で施設を借り受けるかわりに事業者には改装費、維持費等の経費をすべて負担しております。

視察した二つの自治体は、地域が抱える課題に熱意と工夫をもって先進的に取り組むことで、課題の克服と地域振興に繋げており、学ぶべきことが多かったと考えております。

なお、両委員会の視察につきましては、後日、委員長からも報告があるものと思います。

次に、8月15日には恒例の「隠岐の島町成人式」が隠岐島文化会館で挙行され、新成人99名の出席があり、お祝いをいたしました。残念ながら台風接近により式典のみとなり、本町の将来を担う若者との意見交換が出来ませんでした。今後の活躍に大いに期待したいと思うところであります。

続いて、去る6月定例会において議決されました、議員並びに委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

最後に、9月6日の議会運営委員会までに2件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

また、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

令和元年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

先月末から領土担当大臣、国土交通大臣をはじめ4人の閣僚の方が、我が町にお出掛けをいただきました。ただ、昨日「内閣改造」が行われ、来島いただいた皆さんはお代わりとな

りましたが、今後上京の折りには、お会いさせていただけることになっており、引き続きお力添えをお願いする所存でございますので、最初にご報告をさせていただきます。

さて本議会は、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに平成30年度決算認定案件など36件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「第2回議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、「宮腰内閣府領土担当大臣」の視察対応につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月25日から26日にかけて、宮腰内閣府領土担当大臣が竹島問題に関する施設等の視察を行う目的で来島されました。アシカの皮で作った鞆、福浦の弁天島等視察され、久見竹島歴史館では、地元関係者との意見交換を行い、竹島問題の現状を理解していただきました。大臣からは、「地元の方から竹島の話聞いた事は大変貴重。次の世代でも語り継ぐ人を育ててほしい。」と意見をいただきました。

今後も国、県と連携しながら、竹島領土問題が早期解決に向かうよう取り組んでまいります。

次に、「夏季大阪ジェット便」の搭乗結果等につきまして、ご報告申し上げます。

ジェット機就航14年目を迎えました本年は、8月1日から8月31日までの1か月間、就航いたしました。機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、安定して運航されたところでございます。

本年は、搭乗率75%を目標に掲げ、関係者一丸となって集客に取り組んでまいりました。最終搭乗率は75.3%、最終搭乗者数は7,455名となり、台風10号による影響も若干ございましたが、町民の皆様や本町を訪れて下さいました皆様のお陰を持ちまして、その目標を達成することができました。

期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

今後はJALグループをはじめとする関係機関とともに、年間を通じた搭乗率の向上に向け取り組んでまいりますので、引き続きお力添えをお願いいたします。

次に、「石井国土交通大臣」の視察対応につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月23日に、石井国土交通大臣が初めて来島され、ジオパークを中心とした本町の観光素材を視察されました。海上保安署の職員激励をされた後、隠岐自然館、玉若酢命神社、

壇鏡の滝、ローソク島遊覧と精力的に熱心に観て回られ、町内関係者との意見交換でも積極的に質問されるなど、大変興味を持っていただき、本町の魅力と現状を認識していただく絶好の機会となりました。今後も観光庁など国の機関との連携も積極的にとりながら、本町の観光施策の推進に繋げてまいります。

次に、「漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定」合同締結式について、ご報告申し上げます。

去る9月10日、都万保健センター会議室において、隠岐4町村と一般社団法人「水産土木建設技術センター」との間で、災害復旧支援に関する協定が締結されました。

この協定は、風水害や津波等による漁港水産施設等に大規模な被害が発生した場合に、専門的な技術や業務の蓄積がある水産土木建設技術センターの支援を受けることを目的としており、協定締結により、災害復旧に向けていち早い対応が可能になると期待するところでございます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告申し上げます。

去る7月24日から28日の間、第9回目となる大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催されました。

今年も、伊勢ノ海部屋との合同合宿となり、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関をはじめとした郷土力士5名の他、両部屋の力士など総勢40名の方々が来島されました。

公開朝稽古に加え、恒例となりました「ちびっこ相撲教室」や地元力士を中心に保育所や老人福祉施設の訪問などが行われました。

また、この度、引退となりました西ノ島町出身の「隠岐の岩」の断髪式がお別れ会の中で執り行われ、彼の現在までの労をねぎらい、新たな出発の門出をお祝いいたしました。

この度の合宿にご支援、ご協力いただきました島民の皆様方に、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

現在、大相撲九月場所が開催されています。隠岐の海関をはじめ、郷土力士全員がこの隠岐合宿で養った英気により、良い成績を挙げるものと確信しておりますので、引き続き皆様方の応援をよろしくお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 65 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から認定第 13 号「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 36 件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 36 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに議第 65 号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 73 号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第 65 号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてですが、歳入歳出予算の補正額は 1 億 2,220 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 192 億 8,981 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、海上交通維持対策事業、児童扶養手当支給事業、町単土地改良事業、中村地区集落環境整備事業、商工業振興事業及び特別会計に対する繰出金に要する経費を追加しております。

また、人件費につきましては、4 月の人事異動等に伴いまして補正計上しております。

次に、議第 66 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」についてですが、歳入歳出予算の補正額は 1,119 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 18 億 9,739 万 4,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、県補助金過年度分の額確定に伴う返還金と、療養費、及び人事異動に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 67 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてですが、歳入歳出予算の補正額は 71 万 5,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 9,808 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 68 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,113 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 7,129 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、代診医師の賃金、旅費、派遣負担金の増額と人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 69 号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 140 万 7,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 1 億 3,939 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 70 号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,092 万 6,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 21 億 6,032 万 6,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、施設管理費及び特定環境保全公共下水道施設整備費に係る経費を増額、公共下水道施設整備費におきましては汚水処理施設整備事業を減額し、汚水処理施設共同整備事業を増額するものであります。

次に、議第 71 号の「令和元年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 10 万 9,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 2,319 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 72 号の「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,229 万 9,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 3 億 7,819 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします負担金及び過年度分保険料還付金の増額であります。

次に、議第 73 号の「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出におきまして 247 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 5 億 5,940 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、事前通知に係る郵券代の増額及び人事異動に伴う人件費の減額であります。

続きまして、議第 74 号から議第 79 号までの 6 件につきましては、条例の一部改正及び制定に関する議案であります。

まず、議第 74 号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 75 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例からの引用条文の改正を行うものであります。

次に、議第 76 号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてですが、県税であった軽自動車税の環境性能割が、令和元年 10 月 1 日から町税になることに伴い、その減免及び課税免除の規定について、県税と同じ取扱いとするため改正を行うものであります。

次に、議第 77 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 78 号の「隠岐の島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」についてですが、確保の難しい専門的な知識を持つ職員を複数年の任期を定めた雇用を可能にするため条例を整備するものであります。

次に、議第 79 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月から臨時・非常勤等職員の処遇改善、任用根拠を厳格化した会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員に関する給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものであります。

続きまして、議第 80 号から議第 84 号までの 5 件につきましては、委託変更協定及び工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、議第 80 号の「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕」についてご説明いたします。

汚泥処理棟基礎の土質についてチェックボーリングを行ったところ、場所打ち杭の長さの変更等が生じ、また、残土処理について工程の遅れから残土処理場へ搬出することとなり増額の必要が生じたため委託変更協定を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 81 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体〕」及び議第 82 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築

工事)」についてであります。基礎杭の調達に不測の日数を要したことにより工期延長の必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 83 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕」及び議第 84 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」についてであります。建築主体工事において工期延長が必要となったことから、関連工事である電気設備工事及び機械設備工事においても工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 85 号の「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎集密書架〕」の購入契約の締結についてであります。去る 8 月 23 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社ヤマダヤが落札いたしましたので、同社と契約金額 3,058 万円で購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、諮問第 3 号及び第 4 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」についてご説明いたします。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、竹林行政氏及び吉山郁代氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引続き両氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第 1 号の「平成 30 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 13 号の「平成 30 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 13 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調製を終え監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、36 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（ 代表監査委員 嶽 野 正 弘 ）

おはようございます。

町長から審査に付されました、平成 30 年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の決算審査を、池田信博議員と監査を行ってまいりました。本日は私、嶽野から報告させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、意見書の説明前にお断り申し上げます。従来は本文の中に財政計数の表を記載しておりましたが、今回は本文の後、12 ページ以降に添付資料として取り扱っております。

本文の該当事項の際に表の説明も併せて行いますのでご了承ください。

それでは、一般会計・特別会計の決算審査の意見等について、提出いたしております「意見書」に沿って報告いたします。

1 の審査の対象は、一般会計及び特別会計の決算を対象としております。

2 の審査の期間は、例年より早く 8 月 5 日に始め、お盆を挟み 22 日から 30 日までの合計 6 日間をかけて実施いたしました。

続いて 3 の審査の手続きですが、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など 4 つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施いたしました。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額、予算現額と収入済額との差額の発生理由について調査を行いました。歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業の内容調査を、繰出金及び基金の状況についての調査を行いました。第 2 審査の結果ですが、1 の決算計数は提出された各調書に誤りのないものと認めました。

しかし、収入未済額の審査をする中で、6 件の調定額の誤りが判明いたしました。「別表④ 収入未済額」をお開き下さい。

まず、表の説明をいたします。

別表は、収入未済額とその状況について調査したもので、右欄の審査の状況欄には収入未済件数、うち当該年度に新たに滞納者となった件数、また大口の滞納件数とその金額を記載しております。

先ほど申しました 6 件の誤りは、審査の状況欄に黒い星印がある項目で、その内容につい

でも記述しております。

この調定誤りについては、会計事務及び出納閉鎖後に判明したことから、決算書全体におよぶ修正は困難なこと、また歳入・歳出の決算金額には誤りがなかったことから当意見書でその旨を記述・記録することで決算書全体に及ぶ修正はしないことになりましたので、その旨了承をお願いします。

また、前年度決算との整合性の審査において、昨年の決算審査後に調定額の誤りを見つけ修正処理されている科目がありましたが、内容調査の結果、今年度の決算書の計数が正しいことが判明しております。

2の財政状況、(1)の一般会計につきましては、「別表①年度比較」をお開き下さい。

表は、一般会計の予算現額と歳入・歳出の決算金総額を前年度との比較したものです。現年度分と繰越分に区分して、それぞれ収入率と執行率を表記しております。

平成30年度の決算規模は歳入が収入済額欄の160億5,499万6,000円、歳出が支出済額の158億1,971万5,000円でした。

前年度との比較ですが、ページの下の方「4-対前年度伸び率」の合計欄のとおり、予算現額は4.7%の減であったことから、決算額の歳入では5.9%、歳出では6.4%それぞれ減となっております。その上の表では、金額を表記しておりますが、繰越分では、歳入・歳出共に約9,000万円の増額となったものの、現年度分において歳入・歳出共に10億円余りの減額となったことが大きく影響しております。

歳入歳出の差引額は2億3,528万1,000円となり、翌年度に繰り越す財源5,360万6,000円を差し引きました1億8,167万5,000円が実質収支額となり、うち地方自治法第233条の2の規定によりまして1億円を基金に積み立てするものです。

以下、本文では収入率、執行率について記述しておりますが、別表で説明いたします。

収入率などは、1の表の合計欄を見ますと収入率は95.7%、執行率は94.3%と、その下の表が前年度の数値ですが、例年になく低い率となっております。

ただし、収入率等における前年度比較での増減は、繰越明許費が主な要因と判断しておりまして、詳細は本文に記述しております。

次に、本文では(2)の特別会計ですが、「別表2特別会計の決算状況」で説明いたします。

表は、各特別会計の決算状況を年度比較し、一般会計からの繰入金の状況も表しています。

平成30年度の差引欄のとおり、全会計において黒字決算となっております。

なお、駐車場事業と中財産区を除いたほかの特別会計には、一般会計からの繰入金があり、

その総額は8億9,962万円で、特に国保会計と下水道会計が前年度より増額されておりまして、総額で7,160万円の増となっております。

第3の審査意見については4点掲げました。

まず1点目の予算執行率等についてですが、先ほど申しましたように収入率、執行率ともに低いことは要注意と考えております。繰越事業の予算などの影響もあり単純に率だけでは判断できない面もありますが、予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうこととなりますので、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を申し上げます。

また、予算編成に関連して「別表③一般会計決算状況」で分析調査をいたしましたので説明いたします。

表は、一般会計の科目別の当初予算と補正予算そして繰越明許費を含む予算現額の状況と、歳入においては表の中ほどから調定額と収入済額そして不納欠損額、収入未済額、予算と収入済額の比較の表となっています。

歳出は中ほどから支出済額、うち繰越事業分、そして不用額の欄は予算比較から翌年度繰越額を差し引いた金額となっております。また、予算比較欄の「うち繰越事業分」は前年度の繰越明許費の不用額を表記しております。

表の内容ですが、下段の歳出の表を見ていただきます。

平成30年度の一般会計の当初予算額は176億7,000万円を計上しておりましたが、建設事業の次年度以降への先送りなど諸々の要因によって結果的には災害復旧費を除く全科目で減額補正を行っており、補正額の合計は当初予算の8%余り約14億2,400万円の減額補正を行っております。

本文におきまして、減額補正をした要因をさらに精査して、翌年度以降の予算編成に活かしていただきたいと意見を申し上げているところです。

次に、繰越明許費の件で2点ほど本文では意見を申しておりますが、1点目は金額の関係ですから、「別表⑤繰越明許費」の説明いたします。

表は、繰越明許費の繰越額と決算額を比較調査したもので、不用額の発生状況や財源の収入状況について調査したものです。

繰越明許費は当該年度において補正ができないことから、各事業のH30-H29の行で分かるように予算額に対し収入不足や支出不用額が発生しております。問題は、決算額で繰越事業充当の一般財源が前年度から繰越された財源1,742万7,000円を298万5,000円も超過し、

当該年度の一般財源から補填されていることで、この状況は好ましくない会計処理と考えるところです。

本文において、繰越額の積算にあたっては事業費と財源について十分留意いただきたい旨を記述しております。

繰越明許費に関連して2点目の意見です。

ここ数年の決算において、事業の大規模化による継続費や繰越事業とは別に、町道整備事業などにおいて繰越明許費の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念しております。事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係など財政面にも影響を及ぼすことから注意をいただきたい旨、意見を申し上げました。

2点目は、税等の滞納処理の件です。

「別表④収入未済額」の表を再度お開き願います。

23 ページに一般会計の合計金額を試算しました。表の合計欄は決算書上の金額で4億1,320万9,000円となっておりますが、1,285万4,000円の調定誤りでありましたので、それを差し引いた4億35万6,000円が正当な金額と試算しております。

そして、一般会計、国保会計、下水道会計、及び後期高齢者医療会計で収入未済額が発生しており、その合計金額は5億3,744万4,000円となります。うち、繰越明許費分の3億7,785万7,000円を差し引いた金額1億5,958万7,000円が、住民から徴収すべき収入未済額つまり滞納額となりまして、これに上水道事業会計の水道料の収入未済額7,238万8,000円を加えると、2億3,197万5,000円にもなると試算しているところです。

町の徴収対策本部が取り扱っている金額は約1億7,000万円となっておりますが、ほかに定住奨学金の貸付金の未収入など、「私債権」の取り扱いについては督促などの滞納整理に十分な体制で取り組んでいるとは言えない状況であると推察されましたことから、早急に全庁挙げた取り組みが必要と思われます。

また、別表に記載のとおり収入未済の各科目では、数人の大口滞納者の金額が相当なウェートを占めている状況は平成29年度と同様でありました。

収納については、努力されていることを評価しておりますが、滞納額が増えてきており、また、経済状況から平成30年度も新規の滞納者が発生している現状が見受けられ、より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

なお、職員の怠慢によって集金事務がおろそかになった学校給食費については、早急に事後対策を講じていただきたいと考えております。

この問題や収入調定額の誤りは、直接の担当者だけの責任ではなく、組織としての事務のチェック機能が働いていないと言えます。再度、組織体制の確認をお願いします。

一方、不納欠損処理については法的根拠に基づき適正な処理が行われていましたが、3,800万円もの多額な財源を放棄した事実を重く受け止め、公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたいと、意見を申し上げる次第です。

意見の3点目、財政の健全化等については総論と基金及び繰出金についての意見を申し上げます。

まず総論として、町村合併して15年経過し、地方交付税の特例措置による加算がなくなる一本算定は令和2年度からです。また、新庁舎整備事業など大規模事業に取り組むにあたって、財政に関する常套句ですが、更なる財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいところです。

次に基金の関係ですが、「地域振興基金」や「ふるさと応援基金」を活用した事業が展開されてきました。今後も積極的な基金の有効活用を望むものであります。また、数年間活用されず、積み立てもされていない少額基金の整理も今後の課題であると指摘いたしております。

次いで、繰出金についてですが、基準外繰出金については国からの財源措置がなされないもので、町の単独政策として予算化する繰出金については決定経緯を明確にし、単なる歳入不足の補てんを目的とした予算措置や執行については、十分留意いただきたいと思います。

なお、訪問看護事業特別会計は赤字決算となるのを防ぐために、予算超過の繰入金収入によって対応しており、一方、一般会計繰出金の対応科目は予算補正をせず、流用等で対応したことは法的には問題はないものの会計事務上に疑問が残るものであり、検討課題であると指摘いたします。

最後に4、その他で取り上げたのは、収入調定の件で、誤りを防ぐために十分留意いただきたいと、くどく意見を申し上げたところです。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

用品調達基金と土地開発基金の2件の運用状況について審査を行いました。

審査の結果は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見として、用品調達基金は適正な運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方について検討をいただきたいとしてお

ります。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

意見は、実質公債費比率は改善し、将来負担比率は前年度より若干悪化したが問題の数値ではないと判断し、是正改善を要する事項はなしとしております。

続きまして、「上水道事業会計歳入歳出決算の審査」について報告いたします。

2の審査の期間は、一般会計等の審査と同時に行い、うち8月23日は上下水道課の事務所にて重点的に行いました。

3の審査の手続きは、「決算報告書」ほか提出書類が、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施いたしました。

第2の審査結果ですが、1の提出書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2の予算執行状況について報告いたします。

収益的収入全体の予算に対する収入率は102.5%、うち水道使用料は97.5%、収益的支出の執行率は97.8%でした。

資本的収入の予算に対する収入率は89.5%で、資本的支出の執行率は86.1%となっております。

3の経営状況ですが、2年間の料金改定を経て、400万円余りの黒字決算となっております。

第3の審査意見として、まず1点目は減価償却費の動向を踏まえ、将来の財政負担を考慮した中長期的な計画を策定し、住民の為に健全な企業運営を求めています。

2点目は、一般会計等と同様に滞納処理について意見を述べるものであります。

水道料の滞納者数は289人と、前年度に引き続き減ってきております。また徴収率も上がってきておりますが、徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

続きまして、決算審査と同時に行いました「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するもので

ありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

比率につきましては、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題は無く、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の決算審査と併せて行いました関係する各審査についての報告といたします。

○議長（米澤壽重）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時40分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 10時27分 ）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時40分 ）

○議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 11時18分 ）

（ 本会議再開宣告 11時18分 ）

日 程 第 8.休 会 に つ い て

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日、13日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、9月17日「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 11時18分 ）